

2019年度 第3回

町田市障がい者施策推進協議会

2019年11月21日（木）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○岡担当課長 定刻になりましたので、町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の、岡と申します。よろしくお願いいたします。

改めまして、本日はご多用のところ、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

今回から本協議会は第4期目のスタートとなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の協議会には傍聴席を設けており、2名の方が傍聴されております。

傍聴人の方は、席に置かれております注意事項をご確認くださいようお願いいたします。

また、本日、会議の議事録作成のために、委託業者の会議録研究所が同席しております。会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解いただきますよう、お願いいたします。

それでは、事前に送付いたしました、資料の確認をいたします。

まず、本日の会議の次第、続いて、資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿」、資料2「町田市障がい者施策推進協議会について」、資料3「2019年度の町田市障がい者施策推進協議会の予定について」、資料4「2018年度 町田市における障がい者虐待の状況について」、資料5-①「2018年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み」、資料5-②「障害者差別解消支援地域協議会について」。事前送付資料は、以上となります。

また、本日の当日配布資料といたしまして机の上に置かせていただきましたのが、当日配布資料1、差し替え版「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2019年11月21日時点）」。

こちらは町田市商工会議所の鈴木委員の役職の部分で、正しくは事務局長兼務企業支援部長というところと、町田ヒューマンネットワークの堤委員の所属の部分が修正となっておりますので、資料1と差し替えていただきますようお願いいたします。

続きまして、当日配布資料2「町田市障がい者施策推進協議会 事務局職員名簿」、当日配布資料3「町田市障がい者施策推進協議会条例」、当日配布資料4「資料5-①2018年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み【差し替え版】」。こちらは事前送付いたしました資料5-①で文字切れを起こしている箇所がございましたので、恐れ入ります、修正したものとなりますので、差し替えていただければと思います。

最後に、当日配布資料5「令和元年度 東京都自立支援協議会セミナー」のチラシになります。大変申しわけありません、ちょっと資料が多いのですが、資料は以上となりますが、足りない資料はございませんでしょうか。

それでは、開会に移りたいと思います。

まず、開会に当たりまして、副市長の高橋から、開催の挨拶をいたします。

○高橋副市長 皆さん、こんばんは。紹介されました副市長の高橋です。どうぞ、よろしくお願ひします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことに、ありがとうございます。感謝申し上げます。本来であれば、石阪市長がこちらで、委嘱も含めて挨拶するところでございますけれど、他の公務のため、私のほうから、一言、ご挨拶申し上げます。

町田市障がい者施策推進協議会は市の附属機関として条例設置されまして、これが2010年の11月からスタートということで、先ほど職員から言いましたけど、4期目に入るということでございます。この間、障がい者を取り巻く環境といたしましては、障害者権利条約の批准や、あるいは、障害者差別解消法、また、東京都においては障害者差別解消条例の施行などが進んできまして、障がい者の方の取り巻く環境は大きく変化してきていると思っております。そのような中で、市の障がい者施策について、いろんな変化に対応していく中で、本協議会は日ごろからいろんな意味で検討を重ねていただいて、ご意見をいただいて進めてきたものだと考えておるところでございます。

来年度なんですけども、次期の障がい者計画並びに障がい福祉事業計画の策定を控えておるところでございます。本協議会には、引き続き、計画の策定に向けたいろんなお力添えをお願いしたいと思います。また、計画だけではなくて、市の障がい者施策について、いろんな忌憚のないご意見をいただきながら、町田市も一步一步前に進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

いろんな意見をいただきながら、市では気づかないこととか、たくさんあると思っておりますので、ぜひ、そこはよろしくお願ひしたいと思います。これから3年間、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○岡担当課長 ありがとうございます。

続きまして、町田市障がい者施策推進協議会委員の委嘱に移ります。条例上、町田市障がい者施策推進協議会の委員の任期は3年と定められております。本日お集まりいただきました皆様には、2019年11月1日付にて、第4期目の委員の委嘱をさせていただきます。

では、ただいまより、委嘱式を行います。

本来ならば皆様お一人ずつに委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、時間の都合により、恐れ入りますが、委員を代表して、前会長の岩崎様に副市長から委嘱状をお渡しさせていただきます。

○高橋副市長 発令通知書、岩崎晋也様。町田市障がい者施策推進協議会委員を委嘱します。2019年11月1日から2022年10月31日まで。2019年11月1日、東京都町田市市長、石阪丈一。よろしく申し上げます。

○岡担当課長 なお、ほかの委員の皆様には、委嘱状は机の上に置かせていただきました。ご確認のほう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。

それでは、各委員のほうから、お一人ずつ、自己紹介をいただきたいと思います。

岩崎委員から反時計回りでご挨拶いただけますでしょうか。恐れ入りますが、時間の都合上、お一人2分ほどでお願いしたいと思います。

それでは岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員 法政大学の岩崎と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

法政大学はいろんなキャンパスがあるんですけど、このキャンパスのほうは町田市の北の相原町にございまして、私がいるのは現代福祉学部という学部なんですけれども、そこでは福祉コミュニティ学科と臨床心理学科とございます。福祉コミュニティ学科のほうで、大体、1学年150人ぐらいの学生が学んでおりまして、社会福祉士であったりとか精神保健福祉士、ソーシャルワーカーであったりとか、そういった資格を取ったりですとか、勉強をしております。

町田市には、もちろん実習であったりとか、就職先としても町田市役所であったりとか、町田の社会福祉協議会であったりとか、卒業生が行かせていただいて、大変お世話になっております。これからも、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○谷内委員 桜美林大学、健康福祉学部の谷内と申します。よろしく申し上げます。桜美林大学は最寄り駅は淵野辺にあります。ことしの春から、新宿の最寄り駅、大久保駅になるんですけども、そちらにも新しくキャンパスをつくりまして、そちらに、今、2,000人ほどの学生でビジネスマネジメントのコースがそちらに移っております。また、今年度、芸文のほうも芸術関係の学部も、ちょっと、町田市内から、今あるところから市内のほうに引っ越す予定になっております。社会福祉は変わらず、淵野辺のほうのキャンパスにおります。私は社会福祉コースに所属しておりまして、主に、社会福祉士の養成に携わっております。

皆様方には社会福祉士の実習で、町田市内の各所の福祉施設にお世話になっているかと思っております。また、卒業生も法政さんと同様に、町田市内で多くの学生がお世話になっておりますので、引き続き、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○小野委員 まちされんという団体を代表しまして、この委員を設置の段階から務めさせてい

ただいています、小野と申します。まちされんは、市内の障がいのある人たちの作業所や通所の通いの場や、グループホームや放課後等デイサービス、そういった事業所の連絡会です。私自身は社会福祉法人ウィズ町田の理事長と、グループホームまいんというところの管理者をしています。医療的なケアの必要な重心の人が入居している、もうほとんど365日運営しているグループホームで、町田では、多分、一番重いんじゃないかなと思います。

この施策推進協議会では、設置時からずっと委員を務めさせていただいていますが、去年は実態調査をずっと要望してきて、計画部会として要望もしてきて、ようやく町田市の予算にも計上していただいて、実施をしていただきました。この調査は本当に画期的なことだったし、内容が、本当にこれからの施策のエビデンス、根拠になっていければなと思っています。

そして、今、これから、先ほど副市長がおっしゃられたように、計画の見直しに入っていきますが、今掲げている計画の中でも、特に、先ほど、副市長が東京都も差別解消条例を施行したということで、これは町田市としても差別解消条例を施行していく、つくり上げていくことが求められてくるし、計画で盛り込んださまざまなことを、この任期の中で一つ一つ実現していく努力を担いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○馬場委員 皆さん、こんばんは。社会福祉協議会常務理事の、馬場と申します。社会福祉法人 社会福祉協議会は、地域福祉、ボランティアを初めとした地域福祉を担当しているところでございます。地域の中には、いろんな方、さまざまな方が生活しておりますので、そのような視点から、この会議に参加したいと思っています。よろしくお願いいたします。（拍手）

○森委員 町田市社会福祉法人施設等連絡会の、森でございます。町田市の障がい福祉に取り組んでいる社会福祉法人、NPO法人などが集まって防災や研修などに取り組んでおります団体でございます。私自身は社会福祉法人白峰福社会理事長の、森でございます。どうか、よろしくお願いいたします。（拍手）

○藤谷委員 皆様、こんばんは。町田市南地域障がい者支援センターの、藤谷と申します。3月まで約20年間ほど、高齢関係のほうにありまして、4月に異動してまいりました。かかわること全てが学びになってありまして、成長していきたいと思っています。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○青山委員 皆様、こんばんは。町田市障がい者就労・生活支援センター Let'sセンター長の、青山と申します。所属は富士福祉会でございます。今回、初めて、こちらの協議会の委員、拝命させていただきました。わからないことも多々あるかと思いますが、町田市の障がい者施策推進に、少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

○浅野委員 皆さん、こんばんは。町田市聴覚障害者協会の事務局を担当しております。以前は会長がこちらのほうに来ておりましたが、今回は新しく、初めて私が参加をしました。皆様とおつき合していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○堤委員 皆さん、こんばんは。特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワークの理事長をやっております、堤と申します。町田ヒューマンネットワークは障がいを持った当事者が中心になって運営している自立生活センターで、「エンジョイ！自立生活」を合ひ言葉に、どんな重い障がいを持っていても地域の中で生きることを目指して活動しており、この12月で丸30年になるところです。この施策推進協議会にも、当初からかかわらせていただきまして、指針づくりとか、さまざまな相談支援にかかわることをやらせてきていただひております。

どうぞ、よろしくお願ひします。（拍手）

○風間委員 こんばんは。町田市身体障害者福祉協会の会長をしております、風間と申します。我が協会は、聴覚障がい者の方30数名、視覚障がい者の方が50数名、残りが肢体不自由、肢体障がい者、並びに内部障がいの方々の会です。会員数は約220名ほどいます。せりがや会館の地下1階に事務所がありますので、皆さんお越しの節はお立ち寄りいただければありがたいなと思えます。

どうぞ、よろしくお願ひします。（拍手）

○赤松委員 町田市障がい児・者「親の会」連絡会と申します。本年で15周年になりまして、ちょっと宣伝で、あす、市民フォーラムで、10時から15周年記念事業をいたします。ぜひ、よろしければ、お越しくださいませ。

設立の期間といたしましては、過去、親の会が1つずつの小さな会ではいろいろなことができないうことで、みんなで手をつなごうと。育成会ではないんですが、手をつないで頑張っていこう。地域の皆様に障がい児者をわかっていただくという運動もしております。私は町田市ダウン症児者を守る会で、ちなみに、47年目ですが、第10代目の会長をしております。今後とも、よろしくお願ひいたします。（拍手）

○坂本委員 こんばんは。町田市の精神障害者さるびあ会の副会長理事をやっております、坂本と申します。さるびあ会は約40年くらいの伝統ある組織なんですが、家族会というこで、障がいを持った家族を中心にしながら、精神関係についての支援をしていこうというこで、いろいろと取り組んでおります。この施策推進協議会の2年目に入りまして、2年間、いろいろと勉強させてもらいましたが、町田市の精神障がい関係についての、もう少し支援の方法を、何か今度の施策の中へ取り入れていただければと思えますので、一つ、よろしくお願ひいたし

ます。（拍手）

○町野委員 町田市民生委員児童委員協議会の、町野と申します。よろしくお願いいたします。実は、民生・児童委員は全国的に、この11月末日で一斉改選を迎えますので、私、副代表で会長会から来ているんですけれども、会長さんの中には、もう定年で何人かおやめになりますので、また、この担当になれるかどうかというのはちょっとわからないんですけれども、でも、この前期、本当にいろいろ勉強させていただきまして。私たち、民生委員は地域で拾った声、悩んでいたり苦しんでいたりする方に手を差し伸べていくということで動いているんですけれども、今、精神の障がいの方の中で一番私たちが困っているのが、五、六年前から私たちは声を上げてきたんですけれども、お年寄り、もう、高齢者の親御さんですね、80代、90代の親御さんがいて、そのお子さんたち、40代、50代の方が引きこもりになっていて、親御さんたちが本当に困り切っているというケースが、いっぱいあるんですね。声を上げて、随分、6年ぐらい前から言っていたんですけれども、やっと国が動いて、60万人以上がいるということがわかったという状況で、これから、それがどうなっていくかなということを一番気になっております。でも、勉強させていただいて、本当に、今後もよろしくお願いいたします。（拍手）

○鈴木委員 私、町田商工会議所の職員で、事務局長兼企業支援部長を務めております、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。地域の経済団体として事業者側の立場で何かお役に立てるような形で参加していきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○戸塚委員 こんにちは。町田公共職業安定所の所長の、戸塚と申します。私たちハローワークでは、障がい者の方の就労支援ということで担ってしまして、あと、企業への障がい者雇い入れに関しての指導、助言を行っているというところになっております。参考までに、昨年、平成30年度で、年間で、町田所で約320の方が就職に結びつけたというところがあります。320人という数はどの水準かという、5年前だと、まだ町田市は210人程度しか就職に結びつけてないということですので、5年間で100人伸ばしたということになっております。ことしも320以上ということで目標立てて頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○森山委員 皆様、こんばんは。東京都立町田の丘学園の、森山と申します。よろしくお願いいたします。本校は町田市内から身体障がい、知的障がいのある生徒たち、389名の生徒がいる学校です。小学部から高等部まで通っております。本校の生徒、そして卒業生が町田市初め、福祉の事業所、企業で、大変お世話になっております。町田の福祉の発展に少しでも力になれ

たらと思っております。

よろしく願いいたします。（拍手）

○井上委員　こんばんは。井上光晴と申します。千葉県の新南町というところで、社会福祉士事務所を開設して、成年後見の実務や、県民の方の相談に乗るなんていうような仕事をやっているところです。もともと、町田市で働いておりました、早期退職して、地縁も血縁もない新南町に引っ越したわけですが、引っ越したら途端に、地元の家庭裁判所のほうから成年後見を引き受けてくれということで相談を受けて、そんなことがきっかけだと思うんですけど、その後、ことし発足した、地元、安房地区と言うんですけど、4市町でつくる権利擁護センターみたいなものが発足したんですが、そこの運営委員なんかも、ことしからはお引き受けすることになりました。その際、大変、町田でのことが、ある意味、皆さん以上に、と言ったらいいんでしょうか、学ぶことばかりでございます。また、町田のよいところを、ぜひ、地元のほうで生かしていきたいと思っております。

新南町と言うと、テレビでさんざん報道されたんで、台風15号の話題が出るんですけども、私の個人の家は、ちょうど戸袋が飛んだりして、若干、大変なことになったんですが、それはともかくとして、地元を、町田市のごみの収集車が走り回っておりました。大変お世話になりました。そんな意味でも、いろいろ力になっていただいているので、さて、私がこのような委員を引き受けて、逆にお返しができるかどうかとは思いますが、精一杯、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○岡担当課長　ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

○神田部長　皆さん、こんばんは。地域福祉部長の、神田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。今ご挨拶いただきました、井上委員がひかり療育園の園長だったところに、私も職員として働かせていただいたというような経歴がございます。3年間、ご審議いただきたく、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○中島課長　こんばんは。障がい福祉課長の、中島と申します。この4月から課長職としては着任しておりますが、障がい福祉課では、あっと言う間に15年という月日をここで過ごしているんですけども、ただ、課長として、特に、この3年間、計画をまた新たにつくっていくという中では、皆様に本当に助けていただくことが多くて、お願いすることも多くなるかとは思いますが、障がい福祉課、この後、ご挨拶させていただく職員とともに、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○岡担当課長 障がい福祉課担当課長の、岡と申します。改めて、よろしく申し上げます。私はこの協議会の開催事務のほうを担っています、総務係の係長のほうも兼務しております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○真道係長 同じく、障がい福祉課福祉係長の、真道と申します。窓口業務を担当しております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○新田担当係長 こんばんは。総務係の担当係長を務めております、新田と申します。施設への補助金等の事務を担当しています。よろしく願いいたします。（拍手）

○仲村担当係長 こんばんは。支援係の担当係長、仲村と申します。私のほうは福祉サービス全般の受給者証等の業務に当たらせていただいております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○保科担当係長 こんばんは。障がい福祉課支援係の担当係長の、保科と申します。私のほうは、障がい者支援センターと一緒に業務に取り組んでおります。よろしく願いいたします。（拍手）

○江川担当係長 こんばんは。障がい福祉課支援係の担当係長をしております、江川と申します。私も受給者証の発行に関する事務に携わっております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○安次富主任 こんばんは。障がい福祉課総務係主任の、安次富と申します。私のほうは、この施策推進協議会の開催事務と計画部会のほうの担当もさせていただいておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。（拍手）

○福永主任 同じく、障がい福祉課総務係主任の、福永と申します。私も、こちらの協議会、計画部会、あと、就労生活支援部会のほうの担当もさせていただいております。よろしく願いいたします。（拍手）

○後藤主任 障がい福祉課総務係主任の、後藤と申します。私も同じく、こちらの施策推進協議会と計画部会の担当をさせていただいております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○西森担当係長 こんばんは。ひかり療育園担当係長の、西森と申します。ひかり療育園のほうは、生活介護事業、訪問事業、高次脳機能障害、成年後見の業務を主に行っておりまして、私のほうは、生活介護事業と訪問事業のほうを主に担当させていただいています。どうぞ、よろしく申し上げます。（拍手）

○岡担当課長 なお、本日、皆さんにお配りしている名簿の中で、障がい福祉課支援係係長の

松田、それから、担当係長有田、ひかり療育園園長の金子につきましては、他の公務がございまして、本日、欠席となります。合わせて、よろしくお願いいたします。

それでは、副市長の高橋及び地域福祉部長の神田につきましては、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

(副市長及び地域福祉部長退室)

○岡担当課長 では、続きまして、町田市障がい者施策推進協議会条例第5条に基づきまして、本協議会の会長を決定いただきたいと思います。

決定の方法についてでございますが、条例上、会長は委員の互選により決定することとなっております。

皆様、何かご意見等は、ございますでしょうか。

谷内委員。

○谷内委員 前期も会長を務めていただいた岩崎委員に、引き続きお願いできればと思います。いかがでしょうか。(拍手)

○岡担当課長 ほかに、ご意見はございますか。

それでは、賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○岡担当課長 挙手過半数となりますので、承認となります。

それでは、第4期も岩崎委員に会長をお務めいただきたいと思います。岩崎委員、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、岩崎委員、会長席のほうまで、ご移動をお願いいたします。

(岩崎委員、席移動)

○岡担当課長 それでは、ここで、岩崎会長にご挨拶いただきたいと思います。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 岩崎でございます。

ご選任いただき、ありがとうございます。引き続き、会長として頑張らせていただきたいと思います。いうふうに思います。

この会議というか、役所でやる会議というのは、いろんな会議がありまして、本当に形式だけの会議もあれば、言いつ放しで終わっちゃう会議もある。でもこの会議は、できれば、そうはしたくないなというふうに思っています。

私、学生によく言うのですけれども、実践でも、結構、学校では理想的なことを教えるんで

す。でも、現場に行くとできていない。それを批判しても意味がなくて、現場はお金もない中、人もいない中でやっているわけです。それで、でも、理想に向けてちょっとでも、半歩でも行けるような工夫をしている。そこをぜひ、見ていてほしいなというふうに思っております。

多分、この場も同じように、町田市、そんなにお金がいっぱいあるわけでもない。マンパワーもそんなに余っているわけでもない。そうした中で、どうやったら少しでも町田の障がい者福祉を半歩でも進めることができるのか。そのための知恵を絞るための会議にしたいなというふうに思います。

そのために、多分、事務局もいろいろ手助けをしてくれると思いますので、また今期も、どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○岡担当課長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行を、岩崎会長にお渡しいたします。

岩崎会長、よろしく、お願いいたします。

○岩崎会長 それでは、ここからは、私が進行いたします。

まず初めに、町田市障がい者施策推進協議会条例第5条第3項があるのですけれども、そこで会長に事故があった場合、もし私に何かあった場合の職務代理を、会長が指名することができるというふうになっております。

つきましては、町田市の障がい者福祉の推進を長年にわたりご尽力なされ、幅広い見識をお持ちの、また、前職務代理でもある井上委員に引き続き、職務代理として指名させていただきたいと思います。

井上委員、よろしくお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。ではどうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、井上委員、職務代理席の席まで、ご移動をお願いいたします。

（井上委員、席移動）

○岩崎会長 では、ご挨拶をいただけますでしょうか。

○井上委員 改めまして、井上です。

職務代理という名のおりで、実は、会長を補佐しなければいけないんですね。ただ、翻って、前回の任期に、何か手助けをするようなことがあつたらうかと思うと、全くないと、改めて自覚しているところでございます。何か事故等があつたときに代理を務めるのであるという規定にはなっておりますけれども、会長には、ぜひ、事故なく、一度として事故なく務めていただけたらありがたいという、大変、手前勝手な希望を述べさせていただいて、私も私なり

に、何かお手伝いできることがあればやっていきたいなというふうに思っております。

そういうことで、会長、よろしくどうぞ、お願いいたします。皆様もよろしくどうぞ、お願いいたします。（拍手）

○岩崎会長 それでは、今回から初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、次第【6】町田市障がい者施策推進協議会について、事務局から説明をお願いします。

○後藤主任 事務局の後藤です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2と、資料3をごらんいただければと思います。

まず、資料2のほうから説明させていただきます。

こちら、「町田市障がい者施策推進協議会について」というタイトルになっております。

市の障がい者施策を総合的に協議するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づきまして、2010年度に市の附属機関として設置されたのが、この町田市障がい者施策推進協議会ということになっております。

設置目的といたしましては、町田市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について、調査審議するため。設置根拠の条例等、また、委員の構成等はこちらになっておりまして、任期が3年、事務局は地域福祉部障がい福祉課ということになっております。

今回から第4期目ということでスタートするんですけれども、まず、第3期の協議会の主な取り組みですとか、続いて、第4期の協議会の主な取り組み予定、それから、2019年度の障がい者施策推進協議会の予定等について、資料、ページ数も字も多くなっているので、かいつまんで、ご説明させていただければと思います。

まず、第3期です。前期のときの期間中の協議会の主な取り組みなんですけれども、こちら、2016年度に障害者差別解消支援地域協議会としての役割が付加されました。

また、2017年度からは、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）、こちらのほうの策定に当たってございました。また、第5次町田市障がい者計画、そちらの進捗管理の附属資料等の作成も行いました。

それから、2019年度の取り組みなんですけど、先ほど、小野委員からお話もあったと思うんですけれども、町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の調査項目を検討しました。この町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査というのが、計画の策定に向けての市内の障がい者の実態調査ということで、こちら、計画の策定に当たって、初めて、こちらで行わせていただいたものになります。また、第5次町田市障がい者計画の中間評価も行っております。各年度ともに、「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」の振り返りも実施しております。

続いて、部会についてです。こちら、協議会は、専門的事項を調査し、審議するために部会を設置することができます。各部会は、協議会会長がご指名された協議会委員及び市長が委嘱する者で構成されることになっております。第3期の期間中は、下記の3部会を設置しております。就労・生活支援部会、続いて、相談支援部会、続いて、障がい者計画部会と、3つの専門部会がございまして、こちらのほうで、就労・生活支援部会のほうでは、障がい者の就労支援を進めるための、市を含む関係団体との情報共有、相談支援部会は、相談支援事業のネットワークづくり、及び、それぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等の検討、障がい者計画部会では、町田市が策定している「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」の進捗管理、及び、新たな計画策定に向けた検討等を行ってまいりました。

各部会の主な取り組みにつきまして、各年度ごとにまとめております。こちら、2016年度、2017年度、2018年度なんですけれども、基本的には、先ほど説明した協議会のほうで行ってきたことの、さらに専門分野というところで、相談支援部会でしたら、相談事例の検討ですとか、あとは相談支援指針の作成、そういったところになります。

就労・生活支援部会につきましては、市内の障がい者雇用の状況等の報告や意見交換ですとか、あとは、計画のところに関しましても、就労・生活支援分野での意見交換。相談支援部会についても、計画の策定については、専門的などところで意見のほうを出していただいております。

障がい者計画部会につきましては、計画の作成と推進というところで、第5次町田市障がい者計画の進捗管理ですとか、第5期計画の策定、それには前回の第4期計画の振り返り等も含まれるのですが、そういったところで会議を行ってまいりました。

2019年度につきましては、各3部会で、先ほど申しました町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の調査項目につきまして、検討を行いました。

各専門部会、協議会の委員の皆様から、こういったところを聞いてほしいですとか、各調査項目の言葉遣い、文言、そのわかりにくさとか、何か、よくない言葉遣いをしていないかとか、こういったところ、こういう意見を聞いたらいいいんじゃないかとか、そういったところを細かくご意見いただきまして、みんなで作くり上げたような調査になっております。また、第5次町田市障がい者計画の、中間評価も行っております。

以上が、第3期の取り組みを、かいつまんでご説明させていただきました。

続いて、第4期、これからの協議会、期間中の主な取り組み予定なんですけれども、まず、先ほどの暮らしの状況・生活の困り事に関する調査、こちらの実態調査の結果報告書が上がっ

てまいりますので、その結果報告書（案）の検討というところで、今、調査のほうは、単純集計で、これに「はい」と答えた人が何人とか、「いいえ」の人が何人とか、そういった単純集計は出ているのですが、さらにそれを細かく分析して、この回答とこの回答を照らし合わせて、こういうことが言えるとか、そういった報告書、どういう報告を上げてもらうかというところ等を精査して検討していきます。

また、次期計画、「第6次町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画」の策定のための素案検討、続いて「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」の進捗管理、こちら、毎年度行うものです。その他、障がい者施策にかかわる情報共有・協議等、こちらも毎年度になります。

こういったところを取り組んでいくというような予定になっております。

続いて、参考として、「障がい者に関わる市の計画」というところで、先ほどから何度か計画の名前だけ出ささせていただいてしまっていたのですが、第5次町田市障がい者計画、こちら、＜理念計画＞になっておりまして、こちらは、2016年度から5年間の計画になっております。

続いて、もう一つの計画が、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）、こちらが、＜実施計画＞のほうになっておりまして、こちらは、先ほどの理念計画と比べまして、こちらは障害福祉サービスのほう、そちらに必要な見込み量、その提供体制確保のためといったところで、実施計画という形で、2018年度～2020年度までの3年間の計画となっております。計画の冊子のほうは、以前、お配りしているかとは思いますが、新しく委員になられた方にも送付させていただいたかとは思いますが、こちら、計画もそうですし、あと、過去に開催した協議会の議事録等もホームページでごらんいただけますので、ご参照いただければと思います。

続いて、資料3のほうです。これからの2019年度の町田市障がい者施策推進協議会の予定について、というところになります。

こちら、2019年の4月から始まっています、もう終わった回の方も入っているのですが、今回から、この11月、第3回から新体制でスタートしまして、本日の委員の委嘱、新委員の挨拶、あとは、障がい者虐待及び障がい者差別についての報告というところで、本日の次第のことが載っております。

続いて、次回、第4回が、1月の予定になっております。日程につきましては、改めて、開催通知のほうをお送りさせていただきます。こちらで計画策定の諮問です。先ほどご説明しました第6次の障がい者計画と町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）のほうの計画策定の諮

問をさせていただきます。また、先ほど、こちらもご説明しました町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査の結果報告ということで、結果の報告書のほうで説明させていただくというようなところになっております。

資料の説明につきましては、以上です。

○岩崎会長 今の説明に対して、ご質問等、ございますでしょうか。

特に、計画というところを中心に、後半のほうはお話ししていただいたのですが、計画で一番重要なのは、もちろん、計画をつくることも重要なのですが、計画をつくった後、その進捗管理をきちんとやるということが、すごく重要です。

いろんな自治体、計画をつくらなければいけないという義務規定があったりして、いっぱい計画をつくるんだけど、つくりっ放しというところも、少なくはないと思います。でも、そうした中において、町田市では、もちろん、これまでも進捗管理はされていたと思うのですが、特に、前期で特徴的だったのは、障がい者施策って、別に障がい福祉課だけのものじゃないですね。いろんなところに障がいを持っている人たちが生活しているのかかかわっているんで、そういった障がい福祉課以外のところの課にもかかわるところの項目についても進捗管理を始めたというのは、すごく、前期のすごく大きな到達点かなと思いますので、ぜひ、そういったところも今期も含めて進めていければというふうに思っております。

ほか、何か。

○井上委員 1点、補足をさせていただこうと思うのですが、各年度ごとの就労・生活支援部会、私自身がそこに属しているものですから、その中で、事務局がご紹介いただいた、当然、紙面に限りのあるところでの紹介なんですけれども、やはり、皆さんも若干関心があるかと思うところですけど、町田市役所の障がい者の雇用についてのヒアリングというのを、この部会では、特に、一つ重視して行ってまいりました。本来、町田市は他の事業者の模範になるべきところではないかといったような考え方に基づいて、現状でどうなのかといったような立場から、詳細にヒアリングをしました。あわせて、さまざまな意見具申というのでしょうか、それを担当課にさせていただいているところです。それが補足です。

以上です。

○岩崎会長 ほか、いかがですか。何か、補足のご説明でもよろしいですけど、よろしいですか。

そうしたら、また、部会等々について、この後もまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、今の説明の中で、まさにありました部会のお話でございます。町田市障がい者施策推進

協議会条例第7条で、部会が設置できることが規定されております。第4期目の協議会においても、先ほど説明のあった3部会については、非常に重要な役割を担っていただいておりますので、引き続き、設置をして、専門的な検討を進めていただきたいというふうに思っております。

この点について、委員の皆様、ご承認いただけますでしょうか。

ご承認いただける方は、これは委員会の設置ですので、挙手という形にさせていただきたいと思いますが、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○岩崎会長 ありがとうございます。

部会の設置については、条例第7条第2項及び第3項に、部会員及び部会長に関する規定がございます。この規定に基づき、きょうのところは、まず、各部会の部会長を決めたいと思います。部会長は、協議会長の指名となっておりますので、本協議会委員の、堤委員、谷内委員、小野委員を、各部会の部会長として指名させていただきます。内訳は、堤委員には相談支援部会長を、谷内委員には就労・生活支援部会長を、小野委員には障がい者計画部会長をお務めいただきたいと思います。

堤委員、谷内委員、小野委員、お引き受け、いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかの部会員については、各部会長と事務局、そして、私のほうで調整させていただいた上で、個別に打診させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、部会長に指名させていただいた3名の方、お一人ずつ、お一言ずつ、ご挨拶いただければと思います。

では、堤委員、谷内委員、小野委員の順番で、お願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の部会長に指名されました、堤と申します。

第3期は、一番大きなことは、相談支援指針が完成したことだと思っています。第4期目の大きなテーマとしてあるのは、地域生活支援拠点を町田の中にどういうふうにつくっていくかということになるかと思っています。今後、3年間、じっくり取り組んでいきたいと思いますので、どうぞ、よろしく願います。(拍手)

○谷内委員 就労・生活支援部会の部会長を拝命しました、谷内です。

前期に続き、お世話になることとなります。先ほど、井上委員からもお話があったように、町田市役所における障がい者雇用に関しては、今回、任期が切れるという時期とも重なります

ので、今後、これまでの評価、市役所としての評価、雇用をしたことによるメリットといえますか。ほかの職員に対する影響も含めて、どのような評価をされるのか、ということを中心に議論していければなと思っております。先ほど、ハローワークのほうからも非常に好調な伸びという報告もありましたので、引き続き、ハローワークとも、また、商工会とも連携しながら、就労・生活支援部会として議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○小野委員 障がい者計画部会の部会長に、引き続きご指名をいただきました、小野です。よろしくお願いいたします。

立場上というか、団体の役員をやっていることから、国の社会保障審議会の障害者部会とか、あるいは、介護保険部会、そういったものを傍聴し、国の政策動向を見ながら、この町田市の施策協議会や部会にも反映をしてきました。

特に、次の2021年の計画、介護保険も障がい者計画もそうですが、国の、今、議論している内容を見ていると、とても心配です。特に、介護保険が大変かなという感じがしています。皆さんも新聞報道等でごらんになっていると思いますが、2025年に向けて、2021年と2024年のこの3年ごとの見直しが重要な節目になってきます。そんな時期に、町田市も障がい者計画の次の計画の見直しの担当をさせていただくということで、緊張感を持って、今、現実に掲げている計画で実現できていないものの実現、新たな施策についての計画化、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○岩崎会長 では、どうぞ、3部会長、よろしくお願いいたします。

それでは、次第【7】その他として、まず、2018年度町田市における障がい者虐待の状況について、事務局よりご報告いただきます。

事務局の方、よろしくお願いいたします。

○中島課長 障がい福祉課、中島です。資料4をごらんになってください。

町田市においては、町田市虐待防止連絡協議会というものがございます。高齢と障がい、あわせた虐待の協議会になっておりまして、そちらで、委員を含め、協議会の中で細部にわたっての虐待に関しての検討はさせていただいているのですが、障がい福祉の分野については、例年、この推進協議会のほうでご報告ということをしていただいておりますので、担当のほうから、去年に引き続き、報告をさせていただきたいと思います。

○保科担当係長 改めまして、障がい福祉課担当係長の、保科と申します。

私からは、2018年度町田市における障がい者虐待の状況について、ご報告をさせていただきます。

ます。引き続き、資料4をごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2018年度虐待通報を受けた件数は、32件でございました。関係者からの事情聴取、現地での確認調査、障がい福祉課での会議などを経まして、そのうちの12件について、虐待があったものとして認定しております。

2016年度、2017年度につきましては、ともに通報件数が18件でございましたので、2018年度の通報件数は、前年度と比較して、倍近く増加している状況となっております。

通報件数増加の背景といたしましては、命にかかわるような深刻な児童虐待などがニュースでも流されまして、社会的な問題となることも多くありまして、社会全体での、虐待に対する意識が高まっていることも影響しているのではないかと考えられるところです。

次に、通報いただいた虐待の種別や通報の手段でございます。詳細は資料のとおりでございますが、虐待の種別といたしましては、養護者からの虐待、施設従事者からの虐待は、ともに13件と、同数となっております。虐待認定された件数も、ほぼ同じ状況でございます。

虐待の種類といたしましては、身体的虐待、心理的虐待が18件、15件と多くなっております。

通報の手段ですけれども、電話による通報が最も多く、32件のうち25件が電話による通報となっております。電話以外では、電子メールによる通報、障がい福祉課の窓口にご来所いただき、直接、お話をいただくというものがございました。

続きまして、虐待として認定された12件の、被虐待者の状況でございます。

2018年度につきましては、虐待認定された12件は、全て、特定の個人でありましたので、被虐待者は1件につき1名となっております。性別で見ますと、男女ともに6名ずつと、同数でありました。

障がい種別で見ますと、知的障がいの方への虐待が最も多く、精神障がいの方への虐待の案件というものは、ございませんでした。

障がい支援区分で見ますと、区分6の方が被虐待者として、最も多くなっております。虐待の種別、種類ですけれども、養護者からの虐待4件のうち、4件全てで身体的虐待、3件で心理的虐待が発生しております。また、性的虐待の2件は、ともに施設従事者からの虐待で発生している点特徴的ではないかと思われま。

通報者につきましては、本人、親族、施設職員など、さまざまな方からの通報をいただいております。

資料の裏面に移らせていただきます。

実際の通報内容と対応の概要を、抜粋して記載させていただきました。

①は、同敷地内に住む養護者からの心理的・身体的虐待の案件となります。この案件での養護者は、お兄様でございました。虐待の内容は、食事支援、排せつ支援などの際に、暴言や頭をたたくなどの、心理的・身体的虐待が発生しておりました。こちらの案件につきましては、最終的に、被虐待者であるご本人が介護保険施設へ入所することができまして、被虐待者の方と虐待者の方が物理的に離れることができましたので、虐待案件としては終結しております。

②は、入所施設職員による胸をさわるなどの、性的虐待の案件です。現地での聞き取り調査などを行い、東京都へ虐待案件として報告いたしました。施設からは改善計画書の提出を受け、改善計画及び取り組みの実施を、改善計画書の中で確認を行っております。改善計画の具体的な取り組みといたしましては、虐待防止ガイドラインの職員への周知、虐待に関する理解度及び職員セルフチェックテストの実施、虐待防止研修への参加、日中活動支援における職員・利用者の行動ルールの策定などが主な内容となっております。また、こちらの案件では虐待者について、被虐待者の親族の方が警察に訴えられまして、刑事事件として警察が対応を行い、警察の取り調べの中で故意に行為を行ったことを自供しており、懲戒免職処分になったと報告を受けております。

③は、就労先上司による言葉の暴力、足を蹴られるなどの心理的・身体的虐待となります。通報者から聞き取りを行い、使用者からの虐待の可能性があるため、東京都へ通知いたしました。その後、東京都労働局の取り扱いとなり、町田公共職業安定所が事実確認等調査を行っております。事実確認調査の中で、都から従業員に対する研修や苦情処理体制の整備を行うよう、事業主に指導を行い、事業主からは改善報告を受領し、改善の確認を行ったとのことですが、虐待の判断につきましては、東京都のほうで「虐待に当たる事実は特定できず」とのことで、情報提供を受けております。

最後に、虐待防止に関する、普及啓発・調査・協議会等、最近の取り組みについて、ご報告いたします。

毎年行っているものにつきましては、先ほど、課長の話にもありました、町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を、年2回、開催し、虐待防止に係る関係機関の連携協力体制の整備や研修、通報件数の報告、情報交換などを行っております。

2018年度の特徴的なところといたしましては、千葉県野田市で発生した小学校4年生の養護者による虐待死亡事件をきっかけとした、児童の緊急点検が行われております。保育所や学校など、児童にかかわる施設全てが対象となりましたが、障がい児の分野では、児童発達支援事業所のサービス利用者を対象とした、安否確認調査が実施されております。町田市の中では、

対象者は4名おりましたが、全員の安否が、無事、確認できております。

2019年度につきましては、先ほどからこの会議の中でもお話のあるように、障がいをお持ちの皆様の日常的な困り事や不安に感じていること、通所施設等に対するご意見など、総合的な実態調査を実施したところでございます。

また、ちょうどあしたの予定ではございますが、市内通所施設従事者向けの虐待防止研修の開催を予定しております。今のところ、約40名の施設従事者の方の出席をいただける予定となっております。

内容といたしましては、日本福祉大学教授で、社会福祉法人理事長の綿祐二先生をお招きして、障がい者施設における虐待防止についての講演会を予定しているところでございます。

2018年度町田市における障がい者虐待の状況についてのご報告は、以上となります。

○岩崎会長 今のご報告についてご質問等、ございますでしょうか。

では、まず小野委員から。

○小野委員 資料で見ると、通報件数も、表題のすぐ下のところに、2016年、2017年度がありますが、2018年度は通報も増大しているし、虐待として認定した件数は倍増していますよね。そのことについては、市として、どう評価をしているのかが1点。

それと、裏面の②のところなんですけれども、主謀者は懲戒解雇だったということなんですけれども、実は、10月16日の報道で、津久井やまゆり園の姉妹施設の、愛名やまゆり園の園長で、同法人の理事が、知り合いの女性の女子児童に性的暴行を加えて逮捕されたという事件報道があったんですね。その事件報道後、特に、報道はないのですが、法人としては、ホームページ上で謝罪表明をしているのですけれども、逮捕に至ったのかどうか。その辺の懲戒解雇で被害届が出たわけですね、警察が逮捕しているということは。だから、そこら辺の処置、処理がどうなったのかをお聞きしたいのですが。

○保科担当係長 わかる範囲で、すみません。2番目のほうなんですけれども、まず、当初、この虐待者の方は、故意ではないということで、施設の事情聴取ですとか、町田市の調査の際にご発言をされておまして、被虐待者の方のご親族が警察に訴えて、警察での取り調べの中で、故意であったと自供しております。懲戒免職処分になったというところまでは確認しておりますが、その結果、逮捕されたかどうかというのは、すみません、確認はしておりません。

それと、すみません、私のわかる範囲で、といいますか、増加なんですけれども、先ほどお伝えしましたように、今、虐待というものが社会全体の中で非常に注目されている状況にあると思います。こちら、子ども家庭支援センターのほうの通報件数も確認をしたのですけれども、

同じように、2017年度から2018年度の通報件数は、かなり、増大しております。ですので、社会的に虐待に関するアンテナといいますか。そういうものが敏感になっていて、通報件数が極端に2017年度から2018年度は伸びたのではないかと考えております。

この虐待に対する増加の評価なんですけれども、なかなか難しいとは思うのですが、通報件数が伸びたといえますか。皆様からご通報いただいて、通報件数が伸びたことに伴って、虐待の認定される件数も増加したのではないかと考えております。

○岩崎会長 よろしいですか。

では、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 このデータを見ていますと、各施設で精神障がいのところは、全然、誰も虐待がないですということ、かなり健全に運営されているのかなという評価でよろしいのか。あるいは、虐待ということに関しての、どういうことが虐待なのか。今、きょうなんか新聞に出ていますよね。会社なんかのパワハラとか、いろんな問題が出ていますが、この辺の認定基準というのは、どんなふうにして、これ、データを出しているのですか。その辺、単純に教えていただければと思います。

○岩崎会長 では、事務局のほうからお願いします。

○保科担当係長 虐待の認定の基準というものなんです、こうなった場合に虐待だという、明確な基準はないのですけれども、障がい者の虐待の法律の中で、虐待の種類といたしましては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待という種類がございますので、現地を確認し、通報者の方から聞き取りを行い、被虐待者の方から聞き取りを行い、虐待者の方から聞き取りを行い、それが身体的虐待に当たるのか、それとも、虐待までとはいかないけれども、不適切な支援ということで、虐待までとはいかないけれども支援の方法としては不適切だったというものなのか、を判断しております。

その判断につきましては、町田市では、コア会議というものを開いておまして、コア会議は障がい福祉課の係長職以上が出席して、実際、調査に行くのはそのコア会議の中の担当2人決めまして、2人で調査に行くのですけれども、その調査の内容をコア会議の中で報告をしまして、障がい福祉課の会議の中で、これは虐待に当たる、当たらないを判断しているところでございます。

○坂本委員 もう一つ、これは施設の中の話なのか、それとも一般的な、社会的な事例として評価するのか、しないのか。評価というか、そういう虐待があったか、ないかとか認定するのですか。

○中島課長 すみません。さっきのご回答で、精神のところは、ということをお坂本委員からあったところが抜けていたかと思うのですけれども、ここに出されている12件というのは、先ほど申し上げたように、虐待として認定された12件で、認定されない中の20件の中には、全ての障がい、身体、知的、精神、発達、全ての方がいらっしゃったので、そういう意味では、精神障がいかどうかということは、評価としてはちょっと難しいかなとは、20件しかないので、施設の状況がいいとか悪いとかということではないかと思えます。

また、今、ご質問いただいたように、施設の中だけのことではなく、家庭や職場、全ての場面でのこととなりますので、近隣の方が、家庭からそういう声が聞こえるという通報もありますし、あと、通報が多くなった要因の一つにもなるのですけれども、ご家庭に入っているヘルパーさんが、ご家族との関係で通報してきてくださったり、さまざまな場面での状況を通してのこの虐待の通報ということになります。唯一、唯一というか、例外になるのが、病院のことに関しては、この虐待防止法の中には入りませんので、病院の中でということはないですが、それ以外の施設、働く場所、ご家庭、全てになります。

○坂本委員 わかりました。かなり健全にいつているというふうに考えればいいのですね。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

赤松委員。

○赤松委員 お聞きします。まず、刑事事件にならないければ、各法人さんですとか、私たち、親が一番心配していますのは、やったからって、ただ、そこに記載されただけで、じゃあ、それが皆さんに通報、同じ条件として、これが皆さんで共有しているのかというのが不安ですし、あと、全国的な、そういったネットワークで知った方がわかるような状況にはなっているのでしょうか。ただ、何件ありましたというだけでは、今後、どうなることでもないで、個人情報と言われてしまうとあれですが、刑事事件にならない限りは、そういうことはわからないものでしょうか、ということをお、町田市は、どのようにお考えでしょう。

○岩崎会長 事務局のほうから、お願いします。

○保科担当係長 お答えになるか、ちょっとずれてしまうかもしれないのですけれども、刑事事件になるか、ならないかは、被虐待者の方、もしくはその周りの方が警察に訴えて、警察のほうで逮捕されるかどうかですので、そこは市がどうこうということではないのですけれども、この、特に通報のあった中で、虐待として認定した18件のうち、施設従事者からの虐待につきましては、東京都へ報告をしております。

東京都へ報告した後の話なんですけれども、東京都では、市町村と連携しながら事実確認を

行い、その後、障害者総合支援法及び社会福祉法等の規定による権限の適切な行使を行うということになっております。

権限の行使なんですけれども、社会福祉法では、報告聴取、措置命令、認可取り消し。障害者総合支援法では、報告聴取、勧告、措置命令、指定取り消しなどございますので、刑事事件にならないとしても、東京都のほうで、法に基づいた適切な権限の行使を行うということになっております。その事業所名までが公表されているかどうかというのは、案件にもよるといいますか、東京都の行うことですので、今、ここではお答えできませんけれども、数字を出すとか、それだけ、ということではありませんで、そのような、法による行使が行われております。

○赤松委員 東京都のことはわかりました。あと、刑事事件というのは、刑事事件になったら、そういうものが発生するのか、とお聞きしたという形なのですが、町田市としては、そういった法人さんの名前でもなくとも、個人の名前でも、今、教育委員会で教師がやったことが他市へ行ったら全くなかったことになってしまっているという問題もありますので、そういったところの動きは、東京都となさっているのか、お聞きしたいです。

○岩崎会長 わかる範囲で。

○保科担当係長 わかる範囲で、特に、公表ということは、今のところ、考えておりません。

○岩崎会長 関連して、私のほうから少し、幾つか質問したいのですけれども、入所施設の場合には、東京都に報告義務があって、基本的には東京都が対応するのだけれども、町田市も一応、連携してフォローアップはするというのでいいですね。東京都任せというわけではないという理解でよろしいですね。

それとあと、もう一つ、それに関連してなんですけれども、特に、虐待案件の場合には、もちろん、その虐待を受けた人の心理的、いろんなフォローアップをするということと同時に、再発をどう防止するのかということがすごく重要なポイントだと思うのですが、その観点で、この3番目の事例がよくわからなかったのですけれども、これは、特に、多分、この虐待として案件としているということは、町田市としては虐待として認定していて、事業主からは、改善報告書が出されたのに、東京労働局としては虐待の事実は特定しなかった、虐待はなかったという理解とすると、評価機関によって、これはずれがあったということなのでしょうか。

それとあと、さらに、改善報告書が出された後に、多分、同じところの事業所で勤められていると思うので、その後のフォローアップはどんなふうに行われているのかということをお伺いしたいと思います。

○保科担当係長 こちらの3番につきましては、使用者による虐待というものになりますので、

町田市では、通報者の方から聞き取りを受けて、虐待の可能性があるということで、東京都へ通知をしております。その後、東京都のほうで、労働局が対応しまして、具体的には、町田公共職業安定所が事実確認等調査を行っております。これらの結果につきましては、情報提供書ということで、最後、町田市に、返答といいますか、情報提供はされております。

その情報提供書の中で、いろいろな事実確認調査を行い、虐待まではいかないけれども、ある程度、不適切といいますか、指導の余地があるといいますか、指導する部分があるということで、指導を行い、事業主からは改善報告、こういうふうに変更しますというのが出てきているということになっております。

ただ、この場合は、本当に、蹴られたというようなことなんですけれども、蹴られた事実については、防犯カメラ等でも確認できないですし、事情聴取、事実確認をした中でも、確認はできなかったということで、虐待の事実は特定できず、ということになっております。

○岩崎会長 戸塚委員にお伺いしたほうがよろしいのかもしれないのですが、例えばそういう場合のフォローアップというのは、具体的には、安定所としてはどんなふうになされるのでしょうか。

○戸塚委員 町田公共職業安定所長の、戸塚です。

まず、言われたように、事実確認から入りまして、多分、今、説明があつて、ちょっと会社はずれているとあれなので、あれですけれども、蹴った、蹴らないというのは、わからないところがありますので、ただ、障がい者を雇用するに当たっては、どう言ったらいいんですかね、こういう虐待とか……会社を指導するのですけれども、どう言えばいいかな、全く同じ労働者として扱わなきゃいけないというところを、一つ一つ、丁寧に教えていくというところになるので、場面、場面、ケース・バイ・ケースによっては変わってきますので、たしか、この事例の場合は、本所のほうから入って、多分、従業員に対して指導するということになったというふうに聞いておりますので、ただ、当事者同士がやった、やらない、その辺で、多分、こういう結果になったのではないかと思いますけれども、会社自体としては、二度と起こらないようにということで、たしか、決着したというふうに聞いております。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

これは、毎年、こういった形で報告を、この協議会ではしていただくということになっておりますので、来年もまた、報告があると思います。

それでは、続きまして、2018年度町田市における障害者差別解消法に関する取り組みについ

て、事務局より、ご報告いただきます。

事務局の方、よろしくお願いいたします。

○安次富主任 障がい福祉課の、安次富です。

私のほうから、障害者差別解消法に関する取り組みということで、昨年度の取り組みを報告させていただきます。

本日、事前に配布させていただいておりました資料5-①、こちらが差しかえになります。当日配布資料4として、差しかえ版を配布させていただきましたので、そちらに差しかえください。

それから、もう1点、この報告にかかわる資料として、資料5-②というものを、事前に送付させていただいています。こちらについては、当日配布として差しかえはございませんので、事前配布した資料5-②と、本日、当日配布した当日配布資料4を、お手元にご用意ください。

まず、この障害者差別解消法に関する対応なんですけれども、2016年4月に障害者差別解消法が施行されまして、それに伴って、市民の障がい者差別に関する相談を、市役所で受けられるようになりました。

相談の、町田市としての受け方なんですけれども、まず、町田市の職員が、障がいのある市民の方に対して差別と思われる行為をしてしまったといった相談に関しては、職員課のほうで受け付けております。それから、それ以外の、他部署にかかわる委託事業の委託事業者が、例えば、障がいのある人に差別と思われる行為をしてしまったといったことに関しては、その事業を所管する部署で、差別の相談を受けられることになっております。その他、障がい者差別に関する全般事項につきましては、障がい福祉課で相談を受け付けておりまして、他部署に関する差別の相談があった場合のフォローアップなども、障がい福祉課で行っているというような状況でございます。

この差別解消法については、私人間の問題は対象としておらず、市民対事業者の方に関する差別についてを扱うものであることを、申し添えさせていただきます。

まず、資料が前後して大変恐縮なんですけれども、資料5-②をごらんください。「障害者差別解消支援地域協議会について」という資料です。

市が、障がい者差別の相談を受けるに当たって、それをより効果的に障がい者差別の解消を推進していくために、障害者差別解消法の17条では、こういった障害者差別解消支援地域協議会というものを設置できるということが規定されております。その規定に基づきまして、町田市の考え方としては、新たに協議体を立ち上げるのではなく、この施策推進協議会のほうにそ

の役割を担っていただくという整理で進めてまいりました。2016年度に開かれた2016年度第3回目の障がい者施策推進協議会にて、この協議会が、その障害者差別解消支援地域協議会の役割を担うということに関しての承認をいただいたというような形で進めてまいりました。

この地域協議会の趣旨・目的につきましては、資料5-②の一番上に記載がございますとおり、地域において生活される障がい者の活動は広範多岐にわたるため、障がい者差別に関する相談等を行うに当たっては、どの機関が、どのような権限を有しているのかが明らかでない場合がある。相談を受けた機関が、その相談内容によっては、その機関だけで対応できない場合がある。障がい者差別の解消を効果的に推進するために、地域において障がい者差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして、地域協議会を組織できることとされています。

話がすごく抽象的で難しいので、町田市としての整理は、この資料の中ほどにございます「町田市の地域協議会」というところに記載させていただいておりますが、主に町田市としては、この4点の役割を担っていただきたいということで、協議会にお諮りさせていただきました。

1点目が、町田市の障がい者差別に関する相談内容の共有です。本日、この後、2018年度の事例の報告をさせていただきます。そのことです。

2点目が、差別と思われる事案解決の後押し。

3点目が、障がい者差別の解消の取り組みの共有・分析。こちらについても、後ほど、当日配布資料4のほうで、ご説明させていただきます。

それから、4点目として、障害者差別解消法の周知・普及啓発、こちらにつきましては、市が、毎年、障害者差別解消法に関する普及啓発の事業に取り組んでおりますけれども、何か機を見て、こういう協議会の方々とタイアップして、何かできないかというようなことで、役割として上げさせていただいております。

これまでの地域協議会の活動としましては、市内の障がい者差別に関する相談の件数及び事例の共有・検討を、法律の施行から、毎年度、行ってまいりました。それから、障害者差別解消及び障がい理解促進のための周知啓発の情報共有、市の取り組みについて、昨年度、こんなことをしましたというようなことを、毎年度、報告させていただいております。

その他、この地域協議会の立ち上げにつきましては、町田市のホームページのほうで公表させていただいております。

それでは、当日配布資料4としてお配りさせていただきました「2018年度町田市における障害者差別解消法に関する取組み」、こちらの資料をごらんください。

まず、相談件数と内容ということで、1点目、相談内容と障がいの種別という表がございます。まず、2018年度の相談件数は、合計で8件でした。内訳としましては、市の職員の障がい者差別についての相談は、一件も、ございませんでした。8件全てが民間事業者と障がいのある方の間における障がい者差別の問題だったというようなことです。

相談の主訴なんですけれども、主に、3区分させていただいております。まず、不平等な差別的取り扱いについて、というものなんですけれども、こちらは、障がいがあることを理由に障がいのない人と異なる取り扱いをするという類いの差別になっておりまして、これは法律上、全面的に禁止です。自治体であろうが、民間事業者であろうが、全ての事業を行う者は、そういった差別をしてはいけないと、法律で規定されております。

それから、右にいきまして、合理的配慮の提供について、なんですけれども、こちらは障がいがあることによって、何らかの社会的な障壁を感じていらっしゃる方が、何か配慮を求めてきたときに、その配慮をしないことというのですか、障がいのある方が、こういったことに配慮してほしいと言ってきたことに対して、正当な理由なく、過重な負担がないにもかかわらず、対応しないといったことが合理的配慮の不提供とされ、こちらについては、法上は、私ども、自治体とか官公庁なんかは、法的義務になっているのですけれども、民間事業者は努力義務とされておりました。ただし、ここで1点、補足なんですけれども、昨年10月、東京都のほうで、差別解消条例が施行されたことに伴って、この民間事業者による合理的配慮の提供も、努力義務ではなく義務化されたということで、都内に関してはかなり規制が厳しくなったということです。

それから、その他につきましては、法律全般についての質問等を受けた場合、カウントさせていただいております。

昨年度は、不平等な差別的取り扱いにつきましては6件で、合理的配慮の不提供の問題であると思われる案件が、2件、ございました。

右にいきまして、障がい種別なんですけれども、肢体不自由の方からの相談が3件、聴覚に障がいのある方からの相談が1件、身体障がいであることはわかっているけれども、具体的な障がいの内容がわからない方が1件。それから、知的障がいの方からが1件、それから、全く障がいの種別が不明の方が2件、ということで、計8件ございました。

2点目の相談者の分類です。どなたが相談されてきたかということなんですけれども、当事者の方、家族の方、その他、知人等からの相談ということで、3区分させていただいております。当事者からの相談が6件、家族からの相談が1件、その他、これは知人・友人の方とおっしゃ

っていましたが、これが1件ということで、8件です。

3番目としまして、初回相談の経路としまして、どういった方法で相談があったかということで、まず、電話による相談が3件ございました。窓口で直接来庁されてこられた方が2件、メールでの相談が3件ということで、内訳として出ております。

4番目としまして、相談の要旨と対応です。こちらは、書かせていただいているとおりになるのですが、全ての紹介は、今回、割愛させていただきますが、少し印象に残っているものだったのが、5番目なんですけれども、障がいのない学生は、その通っている学校の最寄り駅からスクールバスに乗れるのに、車椅子を利用している学生はその少し先のバス停からしか乗車できないというようなことで、これは、障がいのない学生と異なる取り扱いをされているということで、不平等な差別に当たるのではないかと、学生からの相談がありました。これについては、市のほうでも、実際、その駅のほうまで行きまして、バスロータリーの状況を確認し、それに加えて、学校側を訪問して、学校側の意見と伺いますか、そういったことも聞きながら、障がいのある方と学校の間に入って、建設的な対話を通じた問題解決が図られるように調整したというような事例がございます。最終的には、学校側も学生と対話を継続して、解決に向けた建設的な対話をするという、前向きな姿勢をいただいたということで、市のほうでは調整を終了したというような経過がございます。

2018年度の普及啓発に向けた理解促進の取り組みについて、ご説明、させていただきます。

まず、昨年度は、10月に、市庁舎1階のイベントスペースという場所があるのですが、ここで障害者差別解消法についての、パネル展示を行いました。

11月には、町内会・自治会の掲示板1,800カ所余りに、障害者週間の啓発ポスターを掲示したりですとか、町田市の中央図書館で障害者差別解消法をテーマに、期間限定の特設コーナーを設置して、啓発を図りました。

12月には、12月3日から9日が障害者週間であるということで、障害者週間に合わせて「広報まちだ」の1面・2面の記事を割いて、障がい理解と差別解消をテーマにした、記事を掲載しました。

それから、障害者週間の同時期に、人権週間という週間がございます、その人権週間でもイベントスペースにて、啓発ポスターの展示を行いました。

2月には、「障がい者理解促進・差別解消後援会」と銘打ちまして、差別解消都条例についての普及啓発を目的とした講演、それから、障がい当事者の方で構成される東京ユニバーサルデザイン・コミュニケーターズという団体がありまして、こちら、最近、すごく障がい理解の

啓発、都内の自治体でもかなり講演の回数を重ねている有名な団体なんですけれども、この方たちに来ていただいて、障がい当事者による合理的配慮に関する、寸劇を通じた理解啓発を行いました。

私からの説明は以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今のご報告についてご質問、ございますでしょうか。

○赤松委員 苦情ではないです。先に言っておきます。

私たち親の会で、お母さんたちが集まると、こういった不満が山のように出てくるので、8件というのがちょっと微妙だったのですが、もし、よろしければ、親たちが集めた情報とかを本当に、こんなふうに丁寧に対応してくださるということを親たちも知りませんので、ぜひ、皆さんに伝えて、どどどっと思ったらごめんなさいですが、よろしく願いいたします。丁寧な対応に、本当、感謝しております。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

虐待の件数よりも少ないというのは、まだ、この制度が知られていないということですよ。虐待よりももっと、多分、いっぱいあるはずなんです。本当は、多分、配慮が必要な場面というのは。そういう点では、ぜひ、この啓発のところの活動を、ぜひ、やっていただければ。

何かありますか、安次富さんのほうから。

○安次富主任 先ほどもご説明ありましたが、実態調査を昨年やりまして、その中で、差別解消法、それから、都条例の認知度というのが、今、どれぐらいあるのかといった調査項目を設けてまして、まだ単純集計の段階なので、詳細は申し上げられないのですけれども、法律について、当事者の方たちも余りご理解が進んでいないというような結果が出たのかなというところで、それは、1月の協議会のときに調査結果をご報告させていただきますので、そこでごらんいただければと思います。

○岩崎会長 浅野委員、いかがですか。浅野委員の団体では、何かそういった勉強会をされたりとかされているのでしょうか、差別解消法に関しての。

○浅野委員 先ほど、名前を言うのを忘れてしまいました。浅野と申します。よろしく願いいたします。

今、私どもの協会としては、会長からの話では、まだまだ、これから相談をして、その後、ご報告したいと思っています。

以上です。

○岩崎会長 では、小野委員、どうぞ。

○小野委員 法律や都条例では、身近ではないということですね。やはり、市でつくらないといけない。町田市で条例をつくりましょう。

以上です。

○岩崎会長 初めの方もいらっしゃるかもしれませんが、この差別解消法というのは、別に差別をしている人を糾弾するための法律ではなくて、差別的な取り扱いをなるべく減らして、まさに、建設的な対話って、何度もきょう、先ほど安次富さんからも言っていたのですけれども、対話をすることによって、障がいを持っている人たちがこの町田で生きやすくする。社会に参加しやすくするためのものなので、これはぜひ、声を上げていただいて、こういう問題、困っているということは、ぜひ、各障がい者団体の人たちが飲み込んでしまわないで、発言して、どうにかならないかと対話をしたいんだということの意思表示はしていかなければなというふうに思います。

○坂本委員 今、小野委員からも発言ありましたけれども、市の条例をもっと進めるように施策委員会もみんな出していいんじゃないですかね。差別解消法というのを、もっと関係機関に働きかけていけば、もうちょっと動くのではないかと思いますので、ぜひ、よろしく願います。

○岩崎会長 谷内委員、どうぞ。

○谷内委員 質問というよりも、意見、情報提供みたいなものなんですけれども、私も、先日、実は差別を受けまして、ちょっとそのお話を。すみません、手短に。

厚生労働省の管轄の、国家試験、知的財産に関する国家試験を、私自身が受験しようと思っ
て、そちらと交渉を始めたのですけれども、今、こちらで配布していただいている資料も、私、全部、A3に拡大コピーをしていただいているんです。これ、いわゆる、合理的配慮を事務局の方にお手数をかけて、毎回、していただいています。

ですので、国家試験も拡大で受けさせてくださいと申し出たところ、全く聞き入れてもらえないんです。厚生労働省です。もちろん国ではなくて、委託の公的な団体がまた受けているんです。

それで、先ほどから建設的対話、というお話があるのですけれども、もちろん、建設的対話に入るのですけれども、物すごく時間がかかるんです。手間暇が。まず、法律の話、条例の話、こちらメールで何度も何度もやりとりしながら、非常に疲れた。最終的には、もちろん、向こうが折れて、折れたというか。

そのときに感じたのは、今、岩崎さんもおっしゃったように、条例とか法律があるがゆえに対話が成立すると思うんです。もし、これが2016年以前だと、恐らく、泣き寝入り、願いをするしかないわけですね。「すみません。どうか、拡大コピーをしてください」と。

向こうの一つのおもしろかった理由は、以前にも、何度もそういう申し出があった。要するに拡大コピーで受験させてくれと。それをずっと、お金がかかるので、断ってきたんですね。なので、今回、谷内のあれを認めると、不平等になる、過去の方たちと、というよくわからない意見を出してくるんです。そういう一つ一つをほどこいていかないといけないというようなことで、非常に、本当に体力を使ったということなんです。

そこで感じたのが、啓発、先ほど、安次富さんからもお話もありましたけれども、そこで、ぜひご検討いただきたいのが、寸劇をやったというお話が、先ほどありましたけれども、就労・生活部会でも発言しましたが、障害平等研修を、ぜひ、町田市でやっていただきたいというお願いと意見です。

東京都も条例に関して、今年度、8回の研修を行うことになっています、啓発のため。昨日、1回目が行われました。年度内、8回、残り7回行われるんです。それが障害平等研修というもので、私はファシリテーターとしてもかかわっていますし、養成する側としてもかかわっているのですけれども、周辺市内では、かなり、もう、やられています、都内でも。あとはオリ・パラのシティボランティアの方たちも、この障害平等研修を絶対受けないといけないというようなことであったりとか、インターネットで検索していただければ、情報はたくさん集まると思うので、ぜひ、機会があれば、2時間から3時間の研修なんですけれども、障がいの医学モデルから社会モデルの展開を行うものです。先月、ある町の商工会でもやらせていただいて、商工会の会員さん向けにもやらせていただいたりしていますので、ぜひ、どこかでそういう機会をいただければ、私、つないでいきたいなと思いますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○岩崎会長 建設的なご提案、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。また、この件も毎年、毎年ご報告ありますので、また議論ができればというふうに思います。

以上で、次第に記載されている内容は全て終了しましたが、その他のことに関して、ほかの委員の方々から情報提供等、ございますか。

風間委員、どうぞ。

○風間委員 今のことに関係しているのかどうかわからないのですが、最近あったことを、皆さんに聞いていただきたいなと思います。

町田市身体障害者福祉協会というのは、市からいろいろ委託された事業もしていたのですが、「していた」ということは、いろいろあったのですが、予算の都合上とか、そういうことで、いろいろ、例えば、ふれあいセンターというところで、視覚障がい者がそこにおいて、お年寄りにマッサージをしてあげるという制度があったんです、5、6年前に。20年ぐらい続いたものが。それはもう、他市町村、区町村でも、大方、都内では行われているのですが、町田では、前は、全額、市から補助があった。それで、なおかつ、最後のほうでは、若干の補助があつて、あとは利用者からいただくというような制度になって、それが3年ぐらい続いたのでしょうかね。もう、それで打ち切りとなってしまったということ。

あと、薬師池公園内にあります萬葉草花苑という、万葉の草花を植えてあるコーナーがあるんです。そこでの管理委託をしていたのですが、市からいただいて、していたのですが、それも4、5年たちますかね。これも予算の都合上、あるいは、公園の改革というような、もっともらしい理由で、それもなくなったんです。

市当局としては、働く場、働く場と、いつも広報紙に掲載をお願いをしていると、大抵、そういうことが書いてあるんだけど、全然、事実と違うことを書いてくるんです。

そういうことがあつて、つい最近のこと、今、問題になっているのですが、薬師池公園に売店があるのをご存じでしょうか。入って左側のところに、藤棚があるところに売店がありましたよね。あそこで、協会に任せられて、運営しているところがあるんです。そこは補助金も何もいただいているんです。そこで働くのには、普通の売店の売り子さんとはちょっと違う仕事なんです。そういうのも含まれますけど、うどんとかおそばとか、そういったものを調理して出す売店なので、それはもう30年、昭和50年ぐらいから続いていて、つい最近、経営者がかわりまして、前の方は高齢でおりられたので、何とか募集して見つかったのですが、そこでも、やはり、従事する人が高齢者なものですから、毎日ではできないんです。

ということは、持病もあるでしょうし、通院に通う時間等も必要なもので、現在、週、月・火・水とお休みいただいて、あとは、雨の日は休みましょうということで、市民も了解はとってやっていたところなのですが、そこでは、実際、夏なんかは来園者が十何人しか来ないなんていうときもあったんです。昔は相当、入園者があつたそうなのですが、最近は、そんなに、私も、時々、2回ぐらい行って見たけど、そうべらぼうに多く入園者がいない。いない上に売

店を利用してくださる方というのも、少ないわけです。

そんなようなことから、そこにたまたま来られる市民から、これでいいのかということで、そこを管理している公園緑地課のほうに連絡をしたんだそうです。公園緑地課のほうから私のほうに、ちょっと話に来てくださいということで、1カ月ぐらい前に、課長とお話をしました。市民からそういう要望があるんだと。だけど、課長さん自身も売店での内容についてはよく理解できる。来園者が少ない上に、その人が、全部、売店を利用してくださるとは限らない。ましてや、そこでは助成金も出ているわけでもないのだから、そう売れるわけじゃないんですよ。人件費も、本当、1日1,000円か2,000円ぐらいしかかからないときがかなりあったんだそうです。それは土曜日・日曜日お休みのとき、天気のいいときは、来園者もあって、利用してくださって、うどん・そばとか、そういうものを食べてくださる方もいたと思います。

そんなわけで、そのある一部の市民の方のギャップ、いわゆる、毎日、開園しているときは全て売店はやらなくちゃいけないんだというのを100とした場合、協会の従事している人のギャップとの差が、今、仮に100あったとして、それが縮まらない限りは許可しませんというようなことを、きのう午後、課長さん、担当の方と私でお話しして、そういうようなことになったのですが、私は、こう言いました。「一部の人の市民からの意見を100%聞くのですか。そうじゃなくて、障がい者のほうに、働く場として提供しているところに、障がいのある方で、やはり、通院とかも必要でしょう。そういう日にちの確保というのも必要なことから、そういう理解してくださる市民もいるんじゃないんですか」と申し上げました。でも、それが埋まらない、100のギャップが縮まらない限り、許可はしないような意向だと感じたわけです。

こういったのも、先ほどの差別までいくのかどうか、それは、公園を管理しているほうから見れば、それは100%はやってもらいたいとは思っているだろうけども、そうやって、1人じゃできないんです、調理したり運んだりしなくちゃならないので。最低2人いて、協力者もだんだんと賃金を払えないので減ってきて、そのギャップを埋めることはちょっと難しいねということなんですけど、こういうようなのは、どうしたらいいのか、私も迷っているところ、こういう事例がありました。報告させていただきました。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 元109（イチマルキュウ）、今、マルキュウじゃないですけども、109の前、道路の反対側に、バス停が、2つか3つありますよね。私、バスには余り乗らないのです

けれども、たまたま乗りましたときに、あそこに大きな新しい看板で、「町田市役所」と書いてあって、「モザイクタイルの内側に並んでください」。内側ということは、車道側ですね。車道側に並んでくださいという看板が、3つ、新しい看板が立っていたのですが、あれは「町田市役所」としか書いていないので、どこの課が、ああやっているかわからないのですが、ただ、皆さんがモザイクタイルの内側って、車道側じゃなくて、逆側にずらっと立っているんです。後ろ側がすごく少なくて、車椅子なんか通れないでしょうけども、「内側に」と言っているのに、皆さんが何で立たないのかなと、私、思っていました、バスが来て初めてわかったのですが、一つのバス停に行き場が5つも6つもあるようなバスがとまるんです。そうすると、モザイクタイルの車道側に並んでくださいと言うと、例えば「つくし野」とか「鶴間行き」とかって来ると、そこに乗る方は、車道側から行きたいわけですよ。

なので、あの看板をもう少し考えないと、どっちつかずになってしまっているのではないかなと思うのですが、あの看板は、障がい福祉課か何かがつくったのでしょうか。どこであそこへ、すごく新しく、きれいな看板で3つ、だあっと並んでいるんですよ、目立つように。

○中島課長 多分、部としては道路部だと思うんですけども、管理なのか、用度なのか。幾つか分かれているので、管理ですかね。道路管理課かなとは思いますが。

○町野委員 多分、モザイクタイルを考えてやったのかなと思ったんですけども、内側じゃなくて反対側に立っちゃうと、目の悪い方、あそこのモザイクタイルの上は絶対歩けないので、あってもしょうがないなというような感じのものがありましたので、ちょっと不思議だなと思って、そこら辺、もうちょっと考えたほうがいいかなと思いました。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○森委員 きょう初めてこの会議に出させていただいて、どういうふうに行っているのかなと見ていてなんですけど、わからないことが、結構ある。

まず部会は、今まで頑張ってやってきた、そのよかった点と、もうちょっとこうしたらいい点というのがあるのであれば、次は、その部会の持ち方をこうしようというのが、どこかで話されるのか、話されないのか。だから、僕は、とりあえず手を挙げないでいた。この部会、そのままいきますかと。それはそれで、そのままいくのでいいんだろうけれども、どこかで振り返って、ということはないままっちゃうのかな。それはいいのかなということなんかいろいろ考えられて、組み立ててきているのであろうから、教えていただきたいなということや、きょう、町田市における障がい者虐待の状況についての報告と、町田市における障害者差別解消法に関する取り組みの報告を、毎年、やっているんだ。そのことはいいことなんだろう。で

も、質問だけなのか。じゃなくて、実態は、意見交換になっている。意見交換は何にしてい
くのか。きっと、その部会か何かにして、次の計画の中に反映させていくという意図があつての
意見交換として、意見交換もしていいんですよということなのか。その辺のところ、初めて
の者にとってはわかりにくい。

だから、この次第のところ意見交換とか書いておいていただくといいかな、なんていうふ
うに思ったんです。そのような、この会議でわからないことを聞くのは、会長さんに聞けばい
いか、事務局のほうへ聞けばいいのか、というところを教えてくださいなというところ
でございます。

○岩崎会長 確かに、初めて委員になられた方にとって、今までの流れがあることなので、わ
かりにくいところがあったというふうに思います。

部会等々に関しても、3期が終わったところで、それぞれについて総括していて、その上で
次につながるというふうな形で、一応、引き継ぎしている感じですので、ですから、その辺が
少し、きょう、今回、丁寧でなかった部分があったかなというふうに思います。

今後の進め方等については、ぜひ、どんどご提案いただければいいと思いますし、これま
での経緯については、もちろん、私でも構いませんけれども、事務局でも聞いていただければ、
お答えできるというふうに思います。

○井上委員 今のご質問で、もっともなんですけれども、ただ、はっきり申し上げて、事務局
の明らかな説明の不足がありますよね。そもそも、この会議はどんな目的で、どのような構造
でやっていて、例えば、今の例で言えば、部会の報告というのは、このような形で、実際に部
会の報告がされて、そのときに、いろんな意見をまた皆さんから聞くといったような場面が既
につくられているにもかかわらず、そういう疑問が出ているということは、明らかな、厳しい
言い方をすれば、委員さんをお願いするときの説明の不足だなという印象を、持ちました。

ただ、いずれにしても、当然、限りある時間の中でやるわけなので、あらゆることについて、
ある意味で、長い時間かけての意見交換ってなかなか難しい点があるので、その時々
の議題に応じた、当然のことながら、報告があり、意見交換があり、特にまた、私もそう
ですけれども、わからないときには質問のレベルの話もいろいろ出されると思
いますので、その点では、ぜひ、今のようなご質問については、フォローをして
いただけたらなというふうに思います。

○坂本委員 今の森委員のお話から、2年間、いろいろ施策会議に出させてもらいま
して、いろいろと意見を言っても、なかなか、それを採用してくれるのかどうかとい
うのもわかりづらいというのと、それから、どこで、発言した返事が、後で来るのか
というのが全然わからない

ということで、もう少し、例えば、この目的が5カ年計画で障がい者計画をつくります。それで大きな主題については、まず、ほとんど達成はできていないじゃないか。それで、あと、各項目については、PDCAが回っているかどうかというのは、回っているかもしれないけれども、結果が出ない施策ということについては、もう一度、きちんと反省して、どこか手をつけていくことが必要ではないのかな。

最後に一言だけ、2020年には協議の場を持っていただけるということなので、ぜひとも、福祉と、それから医療の協議の場を持っていただきたいというのは、私の意見で、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

○岩崎会長 先ほど出された、例えば、公園の売店の件にしても、バス停の問題にしても、多分、すぐにどうかということとはなかなかならないと思うのですが、でも、そういった問題はあるということは、ここで共有することは、すごく重要だと思いますし、また、その中で市とも含めて、建設的な対話をすることによって、解決できる方向性を探ったりとか、場合によっては一部計画に反映していったりとかということも考えられるのではないかなというふうに思います。

では、一応、時間が来ましたので、ここで進行を戻してもよろしいでしょうか。

では、事務局のほうに、お戻しします。

○岡担当課長 岩崎会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様も、お疲れさまでした。

本日の次第の下のほうにもご案内しております。次回の2019年度第4回協議会についてでございますが、年明け2020年1月21日火曜日に開催いたします。よろしくお願ひいたします。

本日、お車でいらした方は、駐車券にチェックをし、無料処理用のカードをお渡ししますので、駐車券を、担当までご提出ください。

無料処理用のカードと駐車券は、1階の警備室でご提示いただき、無料処理が必要になりますので、忘れずに、お願ひいたします。

それでは、これにて、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後8時29分 閉会